

平成 26 年 10 月 22 日

厚生労働省老健局高齢者支援課

社会保障審議会介護給付費分科会（第 104 回）の資料 1 の訂正について

社会保障審議会介護保険給付費分科会（第 104 回）の資料 1 につきまして誤植がありましたので、下記のように訂正させていただきます。なお、ホームページの当該資料につきましては、既に差し替えております。

利用者の方々にはご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

記

訂正箇所	誤	正
資料 p.10 の注 1	各年度の請求事業所数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の 3 月サービス分（4 月審査分）の値としている（つまり、各年度末の値を記載している）。	平成 12 年度及び平成 13 年度の介護老人福祉施設数は、各年度の介護サービス施設・事業所調査（各年 10 月 1 日時点）の値であり、平成 14 年度以降の介護老人福祉施設の請求事業所数は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の 9 月サービス分（10 月審査分）の値としている。
資料 p.50 の従来型個室の室料	室料 3.5 万円	室料 2.5 万円

<資料 p.10 の注 1>

【誤】

注 1) 各年度の請求事業所数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の 3 月サービス分(4 月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

注 2) 各年度の規模別施設数の割合は、介護サービス施設・事業所調査(各年 10 月 1 日時点)のものであり、介護給付費実態調査の値である請求事業者数と直接関係付けることはできない。

【正】

注 1) 平成 12 年度及び平成 13 年度の介護老人福祉施設数は、各年度の介護サービス施設・事業所調査(各年 10 月 1 日時点)の値であり、平成 14 年度以降の介護老人福祉施設の請求事業所数は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の 9 月サービス分(10 月審査分)の値としている。

注 2) 各年度の規模別施設数の割合は、介護サービス施設・事業所調査(各年 10 月 1 日時点)のものであり、介護給付費実態調査の値である請求事業者数と直接関係付けることはできない。

<資料 p.50 の従来型個室の室料>

